ケアにおける相談援助の現状と課題

The Present Conditions and Problem of the Social Work in the Welfare

宮下史惠 Fumie MIYASHITA

旭川大学短期大学部生活学科生活福祉専攻

Abstract

In Japan, it is predicted that the population of the person requiring care will follow a tendency of the increase in future.

The house form is enriched in a variety of "welfare facility"

The qualification of social work duties and the requirements of the type of job are not clear.

I studied actual situation grasp and task analysis for s social worker with the staff who did crisis control. As a result, I suggest structure guaranteeing a skill depending on systematization and duties of the social work to attach great importance to correspondence of the psychological consultation from a person requiring care.

抄録

日本において、要介護者の人口は、今後も増加の傾向をたどることが予測される。その多様な「住まい」において住居形態は充実しつつあるが、そこで要となる生活相談業務における資格と職種は、いまだ明確ではない。本研究は、危機管理をすべき職員と生活相談員を対象に、実態を把握し課題をさぐることを目的とした。その結果、要介護者からの心理的相談の対応を重視するソーシャルワークの体系化と業務に応じたスキルを保証する仕組みを示唆する。

I. はじめに

日本において要支援・要介護者の人口は、ますます増加の傾向の一途をたどる中、要介護者自身が抱える日常生活における不安のみならず、家族介護者の負担による無理心中やそれに伴う要介護者への虐待の発生に対して、生活の質(QOL: quality of life)の維持もしくは向上を図るために相談援助職の担う役割は期待されている。

2016 (平成 28) 年厚生労働省自殺対策推進室 発表による自殺の概況¹⁾ において、その全体の 自殺者数は21,897人となり、これまで、1998(平成 10) 年以来、14年間連続して3万人を超える 状況が続いていていたが、22年ぶりに22,000人 を下回り、前年度と対比すると2,128人(約8.9%)減少したが、表1に示す自殺数の年齢による内訳では、平成28年度8,871 (40.5%)人、平成27年9,883 (41.1%)と前年度同様に60歳以上の自殺者が全体の4割以上を占めている。また、60歳以上において全ての自殺原因の1位に「健康問題」が挙げられている。この発表では、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上を可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別と原因・動機特定者数時2,297人との和は一致していないが、この健康問題を動機とする心身の病気の悩みによる自殺をどのようにして防止するかという点を踏まえ、

年齢 (歳)	60 ~ 69	$70 \sim 79$	80 ~
人 (%)	3,626 (16.6)	2,983 (13.6)	2,262 (10.3)
1位	健康問題	健康問題	健康問題
	2,074 (1,232/842)	1,962 (1,155/807)	1,531 (845/686)
2位	経済・生活問題	家庭問題	家庭問題
	679 (603/76)	478 (293/185)	340 (201/139)
3位	家庭問題	経済・生活問題	経済・生活問題
	510 (298/221)	237 (187/50)	67 (42/25)
合計	3,263 (2,133/1,139)	2,677 (1,635/1,042)	1,938 (1,088/850)

表 1 2016(平成 28)年 齢階級別自殺状況、原因・動機別自殺者数(総数 21,897)

※合計数(男/女)一部加筆修正

厚生労働省が示す要介護者が生活する施設の配置基準とソーシャルワークを担う相談援助職である「生活相談員」の基本的な機能や役割を照らし合わせた。

歴史的には、1929(昭和4)年に制定された 救護法において保護施設として養老院が始まり となり 1963 (昭和 38) 年の老人福祉法の制定と ともに特別養護老人ホーム(以下、特養という) 等が入所施設として老人ホームの体系が確立し てきた。また、1986(昭和61)年には老人保健 法の制度に老人保健施設(以下、老健という) が制定され、要介護者の介護をすることを目的 としてつくられてきた。近年では、有料老人ホ ーム(以下、ホームという)」をかわきりに要介 護者における入所形態を取る多様な「住まい」 の形式が充実されつつある。つまり、在宅から 特養等の公的施設への入所の形式として新規入 所者は原則、要介護度3以上を対象としている ため、それ以外の入所は難しく、現実的な住み 替え先となるのが、ホームやサービス付き高齢 者住宅(以下、サ高住という)である。これら の運営は、基本的には事業者の裁量に委ねられ ており、料金や提供されるサービスもさまざま

である。その中には、ホームかサ高住か、要介 護当事者やその家族からはあまり種別の認識で きない「住まい」の形態も数多く見受けられる。 その一因は、趣旨や目的の異なる法律が複雑に 絡み、重なり合うことにある。

その制度の下に、職種や人員配置、要件等に ついても省令や通知等により規定はされている が、多様でかつ複合的な原因及び背景を有して いる要介護者やその家族が抱える多くの問題に 関しては、さまざまな要因が連鎖する中で起き ている。本来それらに対応すべきために我が国 の社会福祉専門職として1987(昭和62)年「社 会福祉士及び介護福祉士法」2)によりの社会福 祉士国家資格が制定されている。しかし、32年 たった現在においても生活相談員の資格要件と して社会福祉士を業務独占にしてはいない。ま た、多様な福祉サービスに配置基準を置くソー シャルワークを担う生活相談員においても職務 内容までは具体的に示しておらず曖昧なままで ある。先行研究において、これらのことに対し て特養と老健の生活相談員の業務において和気 (2006年)は、「中心的業務を整理しその意義や 方法を明らかにすることがその専門性の確立に

¹ 有料老人ホームとは、高齢の入居者に、食事、介護、家事、健康管理のうちいずれかのサービスを提供する住まいをいう。入居者の生活を安定させるなど、老人の福祉を図る趣旨から老人福祉法29条に規定されている。ただし、一律の規制にはなじまぬとの趣旨から、設置に際しての都道府県知事等への事前届出義務のほか、帳簿の作成・保全、契約内容等に係かかる最小限の規制ではあるが、一定の質の確保に向けて、各自治体は、法的拘束力はないものの、有料老人ホームの設置運営の指導指針(ガイドライン)を策定3)し、その基準に基づき事業者の指導・監督を行っている。なお、許可や認可とは異なり届出制度に過ぎない。

不可欠である」¹⁾ とソーシャルワーク業務を捉え指摘している。

そこで、特養や老健の基本的な生活相談員基準と有料老人ホーム特定施設(以下、特定施設という)²の基準配置上の生活相談員の要件を比較し、どのような者が生活相談員として就業しているのか、また、その福祉サービスは、どのように行われているかという体系化の実態と業務に応じたスキル課題を検証することを目的とした。

生活相談員によるソーシャルワークが伴う業務場面から資格要件の検討を視点とするため、 生活相談職としての資格構造の提言に向け、 2017 (平成 29) 年 11 月 18 日 A 特定施設におい ての要介護者による自殺未遂を一事例³に用い、 関与した職員を被面接者として調査を行い検証 した。

Ⅱ. 旭川市における生活相談員の現状

現在の特養および老健において「生活相談員」 の資格要件⁴は、自治体によって異なる場合が あり、これは「資格」の名称ではなく「職種」 の名称である。生活相談員として認められるに は、社会福祉法や厚生労働省令により定められ た社会福祉士や精神保健福祉士、社会福祉主事 任用資格のうちのどれかを取得していることが 生活相談員になる条件ではある。また、社会福 祉士と精神保健福祉士は、福祉系の四年制大学 にて定められた課程を修了し、そして国家試験 に合格しなければならない名称独占資格であ る。また、社会福祉主事任用資格は、各自治体 にある福祉事務所で働くうえで求められる資格 であり、大学や短期大学で決められた課程を修 了するか、または、厚生労働大臣が定めた養成 機関や講習を修了し取得しなければならない資 格である。

2015 (平成 27) 年4月10日より旭川市では、 生活相談員の資格要件4)について条件付きでは あるが、高齢者福祉の質の確保及びサービス従 業者の確保の観点から以下の通所介護、短期入 所生活介護、認知症対応型通所介護、介護老人 福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、養護 老人ホーム、ケアハウス含む軽費老人ホームの 対象事業に関して、生活相談員の資格要件の通 知が出され、社会福祉法(昭和26年法律第45 号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者 又は介護支援専門員若しくは介護福祉士の資格 を有する者であり、これらの資格がない者につ いては、業務経験の有無を問わず認められない と通達され取り扱うことになった。

その他の自治体例として、一定の経験年数が 求められる場合あるが介護福祉士、介護支援専 門員、老人福祉施設の施設長経験者、特別養護 老人ホームなどでケアプランの作成に1年以上 関わった実務経験がある者、その他として一定 期間の介護職の経験がある者として独自で生活

² 特定施設とは、法律根拠(介護保険法第8条第11項:介護保険施行規則第15条)法律において有料老人ホーム、その他厚生労働省令で定める施設であって、第二十一項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

^{3 2017 (}平成29) 年11月15日 A市 B地区の C 特定施設での自殺未遂 D要介護者は、E 施設長に「応接室で話をしたい。」と申し出その内容は、①介護職員の言動に不満②買物同行支 援の不満。以上に関して、何度も要望に応える話し合いを重ねたが職員批判となり、業務に支障が生じていたた め「応接室では、相談と愚痴を分けてほしい。今は介護職員としてホールで愚痴を聞いているわけではない。施 設長として相談を聞いている。」と終えた。 E 施設長は、F 生活相談員にD要介護者に変化あれば報告してほしい と経緯を伝えた。

翌々日、F生活相談員にD要介護者が、姉に連絡したが、「仕方ない」と言われ誰も味方がいない。「スカーフで首をくくる。」と涙し食事拒否。早急に、介護支援専門員と話す機会を持つと伝えるとD要介護者は、「もう死ぬのはやめた」と約束した。しかし、昼食と投薬拒否がありE施設長が対応。D要介護者は「施設長の仕事の中に愚痴を聞くという仕事もあると思う。」と言い、E施設長は「愚痴を聞きたくないのではない。相談の内容と分けて話をしてほしい。」と伝え、食事を取るように言うと「わからない。」と答える。他業務のため離れたが2時間後、気掛かりだったため居室に行くと、D要介護者自身が、ベッドにスカーフを結び首にかけ自殺未遂を図った。

相談員としての条件を満たしていると判断している場合もある。その自治体例として、愛知県では、保育士の登録機関証資格50を有する者や、神奈川県川崎市60についても、介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)の職員介護等の直接処遇業務に2年以上従事していれば同じく生活相談員の資格要件を満たすとしている。

一方、2018 (平成30) 年有料老人ホームの設置運営標準指導指針(厚生労働省老健局長)⁷⁷は、ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに答えていくことが求められ、要介護者が長年にわたり生活する場であるとその生活上の性格が示された。その7項では、職員の配置、研修及び衛生管理職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、生活相談員(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場

合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員)職員を配置することと制度上に記した。

Ⅲ. 研究方法

本調査研究は、一事例に関与した被面接3者に訪問個人面接調査(半構造化面接法で実施)を1回あたり30分程度の所要時間で実施した。語りの言語と観察を通じて集約したデータは、質的データ分析ができるようにカテゴリーを抽出し、いくつかの疑念と概念のカテゴリー同士の関係性から直接的に理論を導くためグラウンデッド・セオリー・アプローチ質的調査とする。

1. 対象者

調査対象者は、一事例に関与したA市B地

生活相談員の資格要件について

(参考

指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定介護老人福祉施設には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられ、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のように定めている。・指定通所介護、指定短期入所生活介護

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

· 指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項によること。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項では生活相談員について、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定され、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とは

- ① 大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修め卒業した者
- ② 厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者
- ③ 社会福祉士
- ④ 同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの
- *社会福祉法施行規則第1条の2で以下のとおり規定
 - ① 精神保健福祉士
 - ② 大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学 院への入学を認められた者
- ※(4)のウの「社会福祉施設等」とは、次の施設等とする。
- ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設
- · 介護保険施設
- ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所
- ・指定居宅サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用 具販売を除く。)及び指定地域密着型サービス事業所

^{4 2011(}平成23)年4月1日厚生労働省令等で配置が義務づけられている指定介護老人福祉施設、指定通所介護事業所、指定短期入所者生活介護事業所及び指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、次の(1)から(4)のいずれかに該当すること(1)社会福祉士(2)社会福祉主事任用資格(社会福祉法第19条第1項の規定による。)(3)精神保健福祉士(4)その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のいずれかに該当する者ア 介護支援専門員イ 介護福祉士ウ 社会福祉施設等で2年以上介護又は相談業務に従事した者

区のC特定施設に勤務するE施設長、F生活相談員、G管理者の3名を被面接者に採用した。

2. 調査期間

2018年10月から11月

3. 面接調査の内容

下記の4点の項目を軸として訪問個人面接を 行う。

- (1) 基本属性
- (2) 生活相談業務の確認とその現状
- (3) 生活相談業務の役割とその期待
- (4) 一事例を被面接者の職域としての見解

4. 分析方法

和気(2006)による介護老人福祉施設と介護 老人保健施設の生活相談員の業務の主成分分析 結果¹⁾から、そのカテゴリー業務内容の頻度で ある「地域調整」「運営管理」「相談」「介護関 連」「退所関連」「連携・調整」「代行」「個別対 応」「入所関連」の9因子名に合わせ質問し抽出 した内容を類似性・同質性にサブカテゴリー化 し3位まで生活相談員としてどのようにその役 割を行い、生活相談員に期待しているか分類 (片山 2013)²⁾した。

5. 倫理的配慮

本研究は、被面接者へは、書面にて本研究の 主旨と目的、その方法と面接への参加の任意 性、研究データは発表を基本とし目的以外は使 用しないとし、個人情報の保護や情報管理の配 慮を行うことを説明した上で調査の参加を機と することで同意を得た。

Ⅳ. 調査結果

対象である被面接3者には、Ⅲ. 4の(1)から(4)の4項目についての質問を半構造化面接法に従い行う。構造の方向性を保ちながら被面接者の状況や回答に応じて若干の自由度を組み込むことができたため、質問の表現、順序、内容などを状況に応じて変えながら被面接者の

語りや表情に沿い進めた。

基本属性として、被面接者3名は男性であり、E施設長は、福祉系専門学校卒業後に介護福祉士国家資格と介護支援専門員資格、4年生通信制大学の3年次に編入し学位と社会福祉士受験資格を持つが、現段階では社会福祉士国家資格には合格していない。G管理者においては、医療系専門学校卒業後、初任者研修終了後実務3年を経験に介護福祉士国家資格を受験し取得に至る。F生活相談員においては、高等学校卒業後に一般職の社会経験を20年以上積んだ後に、実務者研修終了し今年度初めて介護福祉士国家試験を受験するため福祉系資格は未資格である。

この被面接3者に、生活相談員の現行の役割 を確認すると、特養、老健において生活相談員が より頻繁に行っている業務として和気(2006)1) により分類して挙げられている「要介護者・家 族の相談 | 「入所判定 | 「要介護者・家族との相 談面接 | 「受け入れ調整 | 「退所計画の作成 | 「要 介護者・家族へのアフタケア | 「施設内の他職種 との連絡・調整 | 「関係機関との連絡・調整 | 「記録の作成 | 等、要介護者の入退所をめぐる相 談・調整業務等の項目はどの被面接者から類似 する言動に使われた。生活相談員自身がどのよ うに捉えているかの項目では、片山(2013)が 行う支援相談員へ役割期待の調査 202 と同様な 内容となった。特定施設においても表2、3の 「要介護者、家族の個別相談を行うこと | という 役割期待は、すべてに共通しており、生活相談 員の核となる役割であることを、被面接者2者 にも同様に理解を得ている表れであろう。表4 の斜線の部分は、管理者の職務内容より、特定 施設における介護支援専門員の役割であるとの 認識があり、介護保険制度の下において、生活 相談員のソーシャルワーク業務内容と介護支援 専門員におけるケアマネジメント業務の接点が 多いため連携なのかの線引きができない場面と の理由で回答を得ることができなかった。

一事例3では、F生活相談員は、日常において口癖のように「死にたい」というD要介護者に対して、「そのようなことは無いであろう。」

+ -	生 イカラルロ あれかけしも ルール	
表2	生活相談員の役割はなにか	

	1位	2位	3位
F生活相談員	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	地域関係機関との窓口
E施設長	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	地域関係機関との窓口
G管理者	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	地域関係機関との窓口

表3 生活相談員の役割を要介護者・家族はどうとらえていると思うか

	1位	2位	3位
F生活相談員	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	要介護者・家族のバートナー
E施設長	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	要介護者・家族のバートナー
G管理者	要介護者・家族の個別相 談を行うこと	要介護者の心理社会的問 題を解決すること	要介護者・家族のバートナー

表4 管理者の役割は何か

	1位	2位	3位
F生活相談員	入退所数管理係要介護者 の獲得	スタッフ間の連携コーデ ィネータ	要介護者や家族の個別相 談を行う
E施設長	施設の方針を要介護者や 家族へ指導すること	要介護者や家族の個別相 談を行う	
G管理者	入退所数管理係要介護者 の獲得		

※表2 · 3 · 4 加筆修正 (片山 P86.2013)

と思い接していた。その理由として、ケア会議の時に、そのように要介護者が口にしている場合は、行動を起こさないであろうというような助言と理解してしまい、疾病に関する自己学習を担保していなかった。生活相談員という名ばかりの職名であると言葉にした。また、G管理者は、H生活相談員は、社会経験があり福祉での職務経験は少ないが、力を添える者としての印象はある。人員配置は満たしていても十分に要介護者と関わる時間を確保するためには、人手不足であるという現状、また、その慣れや知識不足がこのような結果に至った原因ではない

かと厳しい内容の意見となる。また、E施設長は、D要介護者の日常頻繁に及ぶ職員や施設に関する不満や批判、家族に関しての愚痴等、関わるときりがない時間を今後どのようにしていくか他要介護者や他職員の関わりに支障がきている現状を考慮し、愚痴と相談を分けて関わりたいという判断は、D要介護者には理解を得られない結果であったと悲痛な責任を伴っていた。以前にも自殺未遂行為があるD要介護者は、同様の施設や職員批判で、他施設での入所を断られていた経緯があり、何とか対応しようといていた。しかし、医療機関と紐づいてはい

るが、疾病がともない精神状態が安定しない要介護者と関わることに対して、単に信頼関係の みならず多くの専門知識が必要であると語る。

Ⅴ. 考 察

要介護者自身が、身体的・精神的疾病や老化を伴い、これまでの人生において自身で自由に行動ができていた日常生活に支障が出てくる現状に直面したことを想定すると、被面接者3者は皆、60歳以上からの全ての年齢の自殺原因の1位として挙げられている「健康問題」を抱えることになると認識している。更に、その要介護者がこれまでの住み慣れた住まいから、入所という選択を行う場合には、身体的な不安や苦痛だけではなく、全く異なる環境の中で適合して行くという過程は、耐え難い精神的な苦痛やをいう過程は、耐え難い精神的な苦痛やをいう過程は、耐え難い精神的な苦痛やならという過程は、耐え難い精神的な苦痛やなけではなく、更にその不安から自殺を選んでしまうという要介護者が少なくはないということが、延長線上の現状にあるとこの一事例から認識できる。

その要介護者多死社会となりつつある生活の場で、身体的・精神的疾病や老化による苦痛の緩和だけではなく、多様な不安や恐れを援助する専門的なソーシャルワーク体制は、どのような生活の場においても今後整備していかなければ、この60歳からのどの年齢にもあたる自殺原因の1位である「健康問題」を動機とする高齢者の自殺者は、減少しないであろう。

て特定施設において、どのような者が生活相談員として、「居住者の暮らしの援助と調整」を業としているのかと被面接者に質問した限りでは、その役割や機能を把握し相談業務を行っているという認識はある。しかし、そのソーシャルワーク教育を受けていないものが構築を図るためには、「高齢者福祉サービス生活相談援助・業務マニュアル」®を基準に、その機能や役割の視座が必要であろう。即ち、特定施設における基準配置である生活相談員は、何が基礎資格なのか、また、どのような専門教育を受けてもたのかも問われないまま、生活相談員として雇用されその立場で、自身が福祉において学識を持ちソーシャルワーク業務を行う能力を有する

者としての雇用は、未経験者においても実務に 就くことが可能な状況である。一事例において も生活相談の対応として、要介護者が問題解決 していけるためのソーシャルワーカーとしての 機能やその領域の環境づくりには、求められる 知識、技術、倫理実践が重要であると考える。

Ⅵ. 結 論

2018 (平成30) 年3月27日付で、今後、社会福祉士が担うこととして、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、社会福祉士には、個別の相談援助のほか、自殺防止対策等の幅広いニーズに対応するとともに、さまざまな分野においてソーシャルワークの機能を発揮していく主な役割を果たすことが求められると社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会10)で示された。

この対人福祉サービスを担う社会福祉士の人 材を確保するための養成として、1987(昭和62) 年に施行された社会福祉士及び介護福祉士法に より、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識 及び技術をもって社会福祉に関する相談援助を 行うことを業とする名称独占の国家資格制度が 導入され、ソーシャルワーカーの福祉専門職が 進展してから現在に至るまで、2017(平成29)年 12 月末現在で約 210,000 人が、社会福祉士国家 資格を取得している。以来、生活相談を業務と する場合の資格要件として、業務とその職務の 体系化の必要性は先行研究でも示されている。 特定施設での生活相談員の実態把握を行うこと により、その職務の内容は、社会福祉士の専門 性であるソーシャルワークに当てはまる役割を 果たしていることが明らかになり、その組織に おいても社会福祉士を任用することと、専門性 に対する理解を進めなければならない。そし て、理解が深まることにより、今後その任用資 格の取得が促進され社会福祉士の育成と施設等 の雇用者である事業所がさらなるケースワーク の能力の向上等に向けて、有資格者の活用を進 めることが必要であると考える。

そのために、特定施設の一事例にとどまらず

多様な分野で実践している生活相談員のソーシャルワーク業務を関わる機関において実態把握すべきであると考える。

多様な住まいにおける生活相談員としての役 割や入所施設の人員配置や基準等の特性によ り、その業務の比重は多様で複雑である。しか し、現状では、法的に誰でもなれる職業である がゆえに、その業務を誰が担うのかということ が問題である。生活相談員として配置されるか らには、ソーシャルワークを担うことを前提と し、その教育を受けた社会福祉十国家資格者が 任用される職業へとなるべきである。そのため に社会への活動を展開すべく働きかけが必要で あり、さらに施設等の事業所である雇用者が、 そのソーシャルワーク業務自体により要介護者 に大きな影響を及ぼす専門職である「職種」で あることを認識し、発揮できる「資格」を機能 として組織体制に設置する必要があると考え る。

引用文献

- 1) 和気 純子、介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と規定要因一介護老 人福祉施設と介護老人保健施設の相談員業 務の比較分析を通して一厚生の指標第53 巻第15号、p.23-26厚生統計協会、2006
- 2) 片山 徹、高齢者入所施設における相談員 のソーシャルワーク実践の現状と課題 総 合福祉科学研究第4号、p.81-91、p.86表 3支援相談員の役割期待加筆修正、2013

参考文献

- 1)「2016 (平成 28) 年中における自殺の状況」 厚生労働省自殺対策推進室警察庁生活安全 局生活安全企画課、2017
- 2)「社会福祉士及び介護福祉士法」制定、厚生 労働省、1987
- 3) 有料老人ホームの設置運営指導指針(ガイドライン)を策定、厚生労働省老健局長、 2002、改正 2018
- 4)「旭川市生活相談員の資格要件について(通 知) | 福祉保険部介護高齢課担当、2015

- 5)「平成29年6月版 介護保険事業者指定申 請の手引き」愛知県健康福祉部高齢福祉課、 2017
- 6)「平成26年3月31日 指定介護老人福祉施 設及び指定通所介護事業所における生活相 談員の資格要件について」川崎市健康福祉 局長寿社会部高齢者事業推進課長介護保険 課長、2014
- 7) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針に ついて、各厚生労働省老糠局長、2018
- 8) 吉田 修大 高齢者福祉施設の相談援助に 関する一考察〜社会福祉士養成教育を手が かりに〜北翔大学人間福祉研究第16号、 p.37-45、2013
- 9) 高齢者福祉サービス生活相談援助・業務マニュアル、神奈川県高齢者福祉施設協議会編 中央法規出版、2007
- 10) ソーシャルワーク専門職である社会福祉士 に求められる役割等について、社会保障審 議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、 2018